

仙台市都市計画に関する公聴会規則実施要領

(平成 15 年 7 月 31 日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市都市計画に関する公聴会規則（平成 15 年仙台市規則第 75 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき市が行う公聴会（以下「公聴会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(公聴会の開催)

第 2 条 規則第 2 条の規定により広く住民の意見を反映する必要があると認めるときは、別表に掲げる都市計画の案を作成しようとするときとする。

2 公聴会は、都市計画の案に住民意見が十分反映されるよう適当な時期に開催するものとする。

3 公聴会の開催回数は、原則として、1 回とする。

(公告)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の規定による公告は、仙台市公告式規則（昭和 50 年仙台市規則第 70 号。以下「公告式規則」という。）第 2 条第 2 項の規定によるものとし、併せて市の広報紙への掲載又はインターネットの利用による周知を行うものとする。

2 規則第 5 条、第 6 条第 5 項及び第 13 条第 3 項の規定による公告は、公告式規則第 2 条第 2 項の規定によるものとし、併せて仙台市公報への登載又はインターネットの利用その他の適切な方法による周知を行うものとする。

(公述人の選定等)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項の規定による公述人の選定は、抽選により行うものとする。

(傍聴)

第 5 条 公聴会の傍聴は先着順とする。

(議長)

第 6 条 規則第 7 条の規定による議長は、都市整備局計画部長とする。

(事務局)

第 7 条 事務局は、都市整備局計画部都市計画課に置く。

2 事務局は、必要に応じて、当該都市計画の原案等に関連する課に対して、公聴会の運営に関して協力を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 31 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 26 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 27 年 1 月 27 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 5 年 10 月 24 日から実施する。

別表

- 1 仙台市環境影響評価条例施行規則（平成 11 年仙台市規則第 6 号）別表第 1 の第 3 欄に掲げる地域のうち「全地域」に該当し、かつ、同表第 4 欄に掲げる対象事業の要件に該当する事業にかかる都市計画の案（都市計画の変更において、変更の内容が仙台市環境影響評価条例（平成 10 年仙台市条例第 44 号）第 32 条ただし書きに定める手続きを要しない変更該当する場合を除く。）
- 2 都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に係る都市計画の案（全市的な見直しをする場合に限る。）
- 3 その他市長が必要と認めた都市計画の案